

笠間市指定給水工事事業者内容変更書類一覧

変更申請される方は水道法（以下法とする）の規定により以下の書類が必要となります。

①会社名が変更になる場合（変更のあった日から 30 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 1部 様式第 10 号（法第 7 条関係）
2. 定款 1部（最新かつ原本証明捺印があるもの）
3. 法人事業所：登記簿謄本の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
個人事業主：住民票の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
4. 古い証書

②所在地が変更になる場合（変更のあった日から 30 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 1部 様式第 10 号（法第 7 条関係）
2. 定款 1部（最新かつ原本証明捺印があるもの）
3. 法人事業所：登記簿謄本の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
個人事業主：住民票の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
4. 古い証書
5. 事業所所在地の略図（電話番号と FAX 番号を記載すること）

③代表者及び役員の変更の場合（変更のあった日から 30 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 1部 様式第 10 号（法第 7 条関係）
2. 定款 1部（最新かつ原本証明捺印があるもの）
3. 法人事業所：登記簿謄本の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
個人事業主：住民票の写し 1部（コピー不可、発行日から 3 カ月以内のもの）
4. 誓約書 1部 様式第 2 号（法第 18 条関係）
5. 古い証書

④給水装置工事主任技術者の選任・解任の場合（選任解任のあった日から 14 日以内に提出）

1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 1部
2. 給水装置工事主任技術者の免状のコピー 1部
※選任技術者全員分

⑤その他の変更

電話番号・FAX 番号等（変更のあった日から 30 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 1部 様式第 10 号（法第 7 条関係）

事業の廃止又は休止（変更のあった日から 30 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書 1部 様式第 11 号(第 35 条関係)
2. 古い証書

事業の再開（変更のあった日から 10 日以内に提出）

1. 指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書 1部 様式第 11 号(第 35 条関係)